

離婚届の記入例

都道府県名から記入してください。

氏は、離婚前の氏を記入してください。

住所は略さず記入し、アパート名まで正確に記入してください。
住所異動を同時にする場合は、別途「住所異動届」の提出が必要です。異動する方の住所は、異動後の新しい住所を記入してください。

父母が婚姻中のときは、母の氏を省略することができます。
離婚等で氏が変わっているときは、現在の氏を記入してください。

該当する種類に☑してください。協議離婚以外の場合、確定または送達または交付の日から10日以内に、裁判等の申立人が届出をする必要があります。

※協議離婚以外の場合は次の書類を添付してください。
調停離婚⇒調停調書の謄本
審判離婚⇒審判書の謄本及と確定証明書
和解離婚⇒和解調書の謄本
認諾離婚⇒認諾調書の謄本
判決離婚⇒判決離婚の謄本と確定証明書

(7)(8)は、別居していないときは記入の必要はありません。

職業は、国勢調査の年以外
は記入の必要はありません。

必ず届出人本人が署名してください。
協議離婚以外の場合は、申立人が届出人になりますので、申立人のみ署名してください。片方の欄は空欄になります。

届書を提出する年月日を記入してください。この日付が離婚日になります。

離婚届

令和〇年〇月〇日届出

山形県上山市 長 殿

受 理	令和	年	月	日	発 送	令和	年	月	日
第	号				第	号			
送 付	令和	年	月	日	長 印				
第	号								
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知			

(1) 氏 名	夫 かのやま たろう 氏 上山 太郎	妻 かのやま はなこ 氏 上山 花子
生 年 月 日	昭和60年1月1日	昭和62年4月1日
住 所	上山市河崎一丁目1番10号	山形市旅籠町二丁目3番25号 〇〇アパート101
(住民登録をしているところ) (よ み か た)	かのやま たろう 世帯主の氏名 上山 太郎	かのやま はなこ 世帯主の氏名 上山 花子
(2) 本 籍	山形県上山市河崎一丁目1番地 〇	
筆頭者の氏名	上山 太郎	
父母及び養父母の氏名	夫の父 天童 将 母 上山 鶴子	妻の父 山形 正男 母 紅子
父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	続き柄 長男 続き柄 二女	続き柄 養父 続き柄 養母
(3) 離婚の種類	☒ 協議離婚 ☐ 調停 ☐ 審判 ☐ 和解 ☐ 請求の認諾 ☐ 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏 名	夫が親権を行う子 上山 次郎	妻が親権を行う子 上山 梅子
(6) 同居の期間	平成△年△月から 令和〇年〇月まで (同居を始めたとき)	
(7) 別居する前の住 所	上山市河崎一丁目1番地 〇 10号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3に当てはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4に当てはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫 妻 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
(10) 届出人署名	夫 上山 太郎 (上山)	妻 上山 花子 (花子)
事件簿番号	住所を定めた年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日 連絡先 電話 090 1234 5678 自宅・勤務先 [携帯]	

※押印は任意

◎時間外に提出する場合の注意点

離婚届は、平日の時間外や土・日・祝日等も提出することができますが、内容に不備があった場合、訂正をお願いすることがあります。待ち時間の短縮及び円滑な手続きのため、できるだけ市役所で事前審査を受けてくださいますようお願いいたします。
また、本人宛に後日通知を送付しますので、ご確認くださいませ。

Point

○婚姻の際に氏が変わった方(夫または妻)に☑してください。

○戸籍と氏の選択については、次の3通りの方法があります。

(1) 婚姻前の戸籍と氏にもどる ⇒ 「もとの戸籍にもどる」に☑

婚姻前の本籍を記入してください。婚姻前に入っていた戸籍に現在も在籍する方がいる場合は、その戸籍にもどることができます。

(2) 新しい戸籍をつくり、婚姻前の氏にもどる ⇒ 「新しい戸籍をつくる」に☑

新しい本籍を記入してください。本籍は、土地の地番があればどこにでも置くことができます。筆頭者はもとの氏にもどる方になります。

(3) 新しい戸籍をつくり、離婚後も婚姻中の氏を名乗る ⇒ この欄は記入しないでください

別途「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を市区町村役場へ提出してください。この届出はいつでもすることができますが、離婚から3カ月を超えて提出する場合は、裁判所からの許可が必要になります。また、この届出をした後に婚姻前の氏にもどる場合にも裁判所からの許可が必要になります。届出をする場合は、よく考えてから提出してください。

証 人	(協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	上山 きりん (上山)	山形 一男 (山形)
生 年 月 日	昭和35年3月1日	昭和35年2月1日
住 所	上山市河崎一丁目1番10号	山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
本 籍	山形県上山市河崎一丁目1番地 〇	山形県山形市旅籠町二丁目3番地 〇

協議離婚のときは、成人の証人が2人必要です。外国人でも証人になることができます。

※押印は任意

重要

未成年の子がいる場合は、親権を行う側の欄に子の氏名を記入してください。
成人した子については、経済的に自立していない場合でも記入の必要はありません。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

☒面会交流について取決めをしている。

☐まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

☒養育費の分担について取決めをしている。

取決め方法：(☐公正証書 ☑それ以外)

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

☐まだ決めていない。

ご持参いただくもの

- ☐ 離婚届 1通
- ☐ 本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカード等)
→確認できなかった届出人の方については、本人宛に後日通知を送付します。
- ☐ マイナンバーカード(お持ちの方で、氏が変わる方)

※離婚届と同時に住所異動の手続き(転入・転居・世帯主変更等)をする方は、次のものもご持参ください。
なお、住所異動の手続きは時間外(土曜・日曜・祝日)は受付できませんので、ご注意ください。

- ☐ 転出証明書(転入手続きをする方。「転入の特例」に該当する場合はマイナンバーカード。)
- ☐ 国民健康保険被保険者証(国民健康保険に加入している方)
- ☐ マイナンバーカード(お持ちの方)

【不明な点はお問合わせください】

上山市役所 市民生活課 市民記録係

TEL 023-672-1111 (内線111~113)